

・都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域（第12条第1項各号に掲げるもの）

- 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業
 - 水呑三新田地区施行中（区域の内外については市街地開発課にお問い合わせください）
 - 川南地区施行中（区域の内外については川南まちづくり担当課にお問い合わせください）
 - 春日東地区施行前（区域の内外については都市計画課にお問い合わせください）
 - 川北地区施行前（区域の内外については都市計画課にお問い合わせください）
 - ＊その他の地区については事業完了しているため支障ありません
- 二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業
 - 現在、定められていません
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業
 - 現在、定められていません
- 四 都市再開発法による市街地再開発事業
 - 東桜町地区第一種市街地再開発事業施行中
- 五 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業
 - 現在、定められていません
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
 - 現在、定められていません
- 七 密集市街地整備法による防災街区整備事業
 - 現在、定められていません